

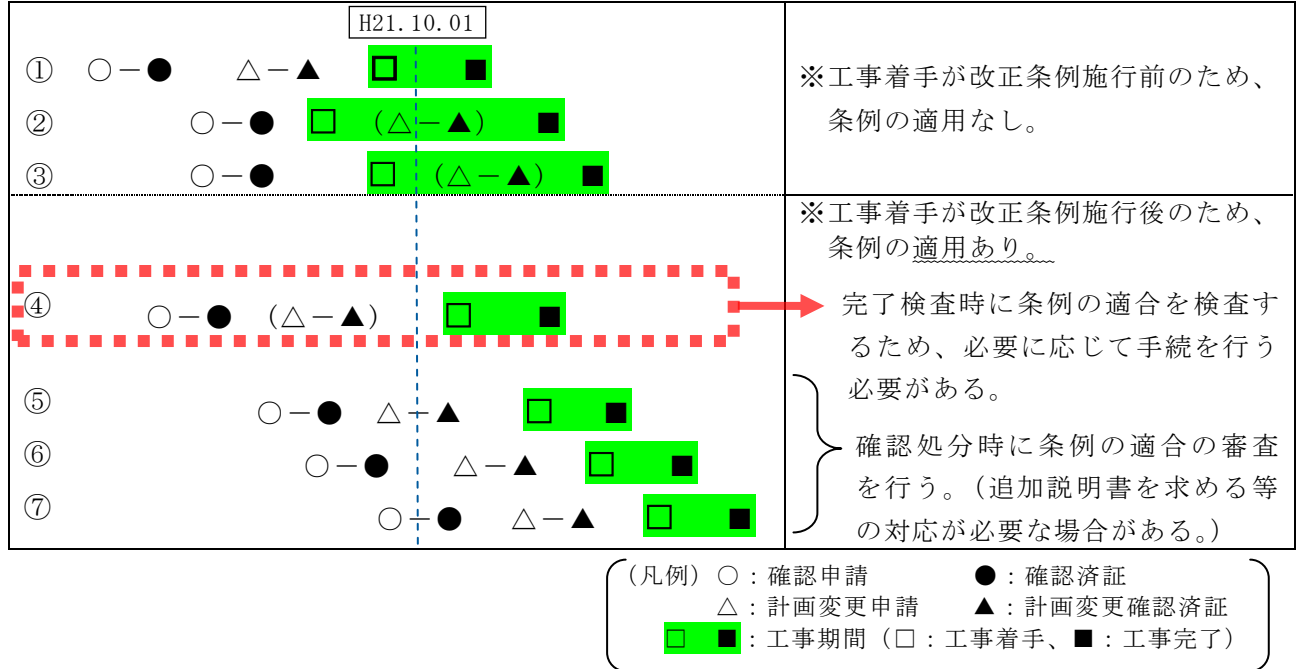
条例の適用時期について

改正条例は10月1日施行であるが、第3章の規定は事前協議開始時点、第4章の規定は工事着工時点を適用の判断とする。

○法委任規定（第4章）の適用時期について

工事着手が10月1日以降になるものについて適用する。（附則第2項）

改正条例施行前後における基準の適用関係（第4章関係）

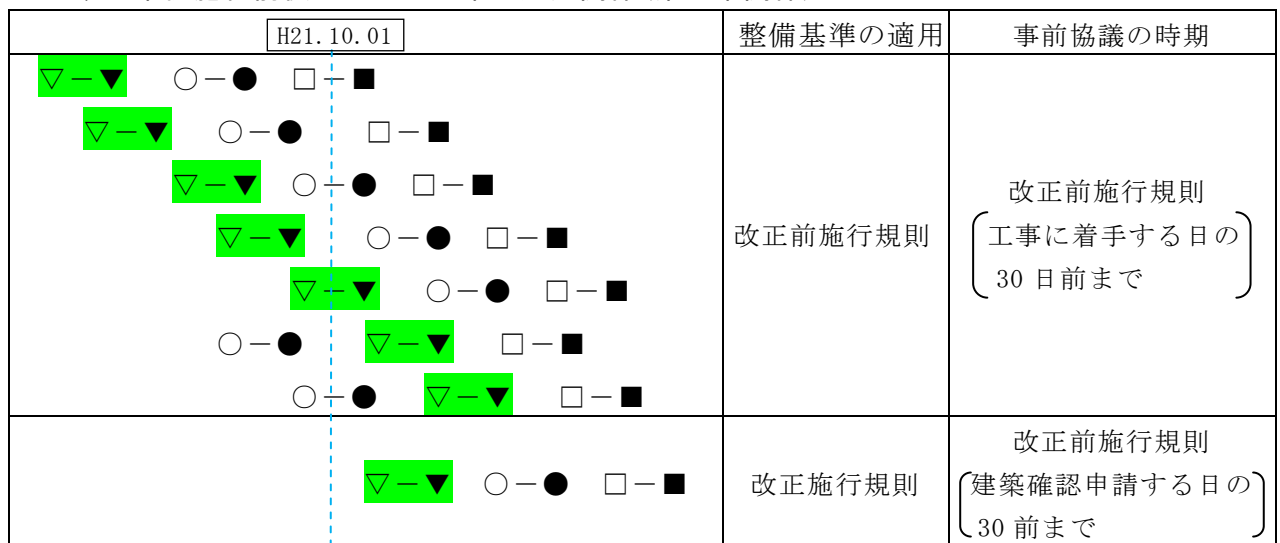


○法委任規定以外の規定（第3章）の適用時期について

事前協議の開始が10月1日以降になるものについて適用する。（附則）

ただし、事前協議の時期に関する規定については、10月1日以前に確認申請をしている場合は、従前どおり「工事に着手する日の30日前まで」として取り扱う。

改正条例施行前後における基準の適用関係（第3章関係）



（凡例） ▽：事前協議開始 ▼：事前協議終了
 ○：確認申請 ●：確認済証
 □：工事着手 ■：工事完了